

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（ 第一面 ）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

指定事務所登録機関

（一社）熊本県建築士事務所協会 会長 様

登録級（一級・二級・木造）の記載

提出する年月日を記載

令和 年 月 日

（ 一級 ） 建築士事務所 熊本県知事登録 第 1234 号

建築士事務所の名称 株式会社 ○○建設 一級建築士事務所

所在地 熊本市中央区九品寺4丁目8番17号

電話 096-371-2433

建築士事務所の登録番号の記載

F A X 096-371-2450

メールアドレス info@kaaf.or.jp

開設者の氏名及び名称

法人登録の場合
会社名及び代表者役職・氏名の記載
個人登録の場合
登録申請の個人名の記載

株式会社 ○○建設
代表取締役 事務所 太郎

印

〔 注意事項 〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人で記載してください。
- 2 報告期間内に業務実績がない場合でも、毎年度報告が必要です。
- 3 所属建築士が定期講習を期限内に受講しているかどうか、必ず確認してください。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により押印は不要となります
(押印された申請書も受付は可能です)

提出する事業年度を記載

今回報告する事業年度

平成・令和 年 月 日 から

平成・令和 年 月 日 まで

※事業年度については、原則、
法人の場合→決算月に合わせて設定
個人の場合→1月1日～12月31日
としてください。

